

地域再生法の一部改正に伴い、市条例を改正するもの。

1 地域再生法の概要

- ・地域再生計画により、国から認定を受けたエリアに事業者の本社機能が移転した際に、その事業者に対して優遇税制措置が講じられる。
- 岩手県も地域再生計画の認定を受けており、北上市は工業団地等のエリアが認定を受けている。

2 適用要件等

○制度の適用要件

- ・対象施設➡本社機能を有している業務施設
 - ・事務所：企画、情報処理、国際事業、総務人事等管理部門
 - ・研究所：研究開発 ※）工場内の研究開発施設も対象
 - ・研修所：人材育成
- ・計画認定（移転・拡充先施設）➡従業員数が5人（中小2人）以上増加

3 当市条例（制度）概要

○優遇税制措置（固定資産税）

- ①移転型（東京23区から本社機能を移転）
課税免除【1年目：0円、2年目：0円、3年目：0円】
- ②拡充型（地方にある企業の本社機能の強化・拡充：東京23区以外）
不均一課税
課税する率【1年目：0、2年目：1／3、3年目：2／3】

◎当市これまで該当事業なし

市町村が優遇税制措置（課税免除又は不均一課税）を実施した場合、減収額の一部が国から補填される。

4 法改正の内容

○優遇税制の適用期間を2年間延長

- ・国税 オフィス減税（取得資産に係る特別償却等）
雇用促進税制（新規雇用増加に係る法人税の税額控除）
- ・県税 事業税、不動産取得税の課税免除・不均一課税
- ・市税 固定資産税の課税免除・不均一課税

・現在：平成32年3月31日まで➡改正後：令和4年3月31日まで

5 条例改正の主な事項（6月議会提案、公布の日から施行）

【条文】

○第5条（地域再生計画に定められた事業に係る固定資産税の課税免除等）

- ・適用期間 現行：平成32年3月31日まで
➡改正後：令和4年3月31日まで

詳細は別紙 議案のとおり

（参考：他市等状況／R2.5月調査時点）
条例改正予定：岩手県、盛岡市、大船渡市、金ケ崎町、花巻市（6月）
奥州市（9月）

6 参考

○条例改正と合わせて、都市機能誘導区域を対象エリアに追加予定

【背景】

現在、国内生産拠点の再編が進む中、当市においては、自動車関連産業に加え、半導体関連産業の立地が進み、オフィス需要においても当市への立地ニーズが高まっている。これを契機に、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域へ本社機能（オフィス需要）を誘導し、「あじさい都市」の実現（都市拠点形成）に資する。

【目指す効果】

- ・市内バス路線、花巻空港シャトルバス、JR等の公共交通機関の利用促進
- ・北上工業団地周辺の渋滞緩和
- ・まちなかへの居住地誘導（居住誘導区域／立地適正化計画）
- ・北上駅東口駐車場土地利活用事業との相乗効果発揮（西口の高度利用）

